告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和六年三月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和六年三月二十六日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島 茂

吉場安行東京線	路線名
(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) 同市谷塚上町字大沼五六四番三地先まで 草加市谷塚上町字大沼五六五番二地先から	供用開始の区間
令和六年三月二十八日	供用開始の期日
平成二十一年三月三十一日付け埼玉県越谷県二十一号で告示した道路予定区域の一部供用路予定区域の一部供用路子定区域の一部供用	備考